

## 北杜市産ワインとツーリズム企画・広報業務委託仕様書

### 1 業務名

北杜市産ワインとツーリズム企画・広報業務委託

### 2 目的

北杜市（以下「市」という。）では、世界に誇るワインの産地化を目指すため、醸造用ぶどう生産者の誘致及び確保に努め、北杜市産ワインの高付加価値化を図る取組を推進している。

この取組の一環として、市の豊かな自然環境の中にあり、個性あふれる魅力的なワイン及びワイナリーを国内外に効果的にPRし、販路拡大及び誘客推進を目指している。

今回のワインを中心としたツーリズムでは、ワインの産地である本市にて、ぶどうの収穫体験を中心とした農業体験、観光及び宿泊を含めた一連の旅行プランを企画及び広報を行う。

これにより、市のワインの情報や自然環境や文化といった魅力を集約し、ワイン及び食に関心を持つ首都圏等の消費者へ情報を発信することで、市内ワイナリーへの旅行者及びファン（応援者）の獲得を図り、次年度以降の参加者の増加に向けて、コンテンツの認知度及び関心の向上を図ることを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年1月19日（金）まで

### 4 業務内容

本事業の企画・広報に関する業務内容は次のとおりとする。なお、次に記載のない重要事項については、市と受託者で協議の上、決定する。

#### (1) メディア向けツアーの開催

##### ア 概要

ワインの情報発信に取り組むメディア関係者（雑誌、インターネットメディア、テレビ、SNSにおけるインフルエンサー等を含む）を招聘し、ワイン醸造用ぶどうの収穫体験を中心とする市内のツアーを企画・実施し、各媒体において下記のターゲットに向けたワインを中心としたツーリズムの体験内容の記事化を実施する。

##### イ 実施時期

令和5年10月頃（ぶどうの収穫時期及び受け入れ可能ワイナリーによる）

##### ウ 実施場所

収穫体験、食事、宿泊、観光はすべて市内にて行う。

##### エ 招聘媒体及び招聘媒体数

掲載媒体について、参加者によるメディアへの掲載（記事化等）を必須とする。雑誌の場合はワイン専門誌や食・グルメ誌、旅行誌、アウトドア誌、エリア情報誌等を想定とする。インターネットメディア及びテレビ放映、SNS等におけるインフルエンサーによる情報発信については、下記のカに記載されたターゲットへ対して訴求効果の高い媒体への掲載を想定とする。掲載媒体については受注者より提案を行うこととする。掲載媒体については予算の範囲内とする

が、5媒体以上への掲載を必須とする。1媒体当たりの参加人数については、記者とカメラマンを含む1～2名を想定とする。

#### オ ツアー行程（案）

1泊2日を想定とし、1日目は昼食を含んだワイン醸造用ぶどうの収穫体験及びワイナリーの見学をし、市産の食材及びワインを使った夕食を提供する。その後市内宿泊施設にて1泊。2日目は、1日目とは別のワイナリーの見学を含む市内の観光を実施する。今回のツアー行程においては、北杜市武川町、白州町、小淵沢町を中心としたツアーを見込んでいる。

ツアーの実施にあたっては、北杜市にゆかりのあるソムリエやワインの専門家を案内人として設定する等、参加者へ対して北杜市産ワインの魅力を伝えられる体制を整備した上で内容の提案を行う。

集合場所、移動方法、訪問場所については、委託業者と協議の上調整を行う。

#### カ ターゲット

情報の発信先（ターゲット層）については、次に掲げる層を想定する。

- ・北杜市のワイン及び食に関心がある
- ・地方移住及び新規就農、農業体験に関心がある
- ・旅行において、グリーンツーリズム及び地域住民とのふれあいに関心がある

#### キ その他

旅行者等へ委託費が必要となる場合は、本事業費に含むものとする。実施するツアーについては、成果としてツーリズムの詳細をまとめた報告書を提出する。また、参加者へ調査を行い、今後の市のワイン関連事業の展開に資するアンケート調査結果等を提出する。

### (2) 予算の範囲内で、本業務の目的に資するための提案

予算の範囲内において、本業務の目的に資するための事業及び取組等の提案を行う。市では、上記2目的に記載したとおり、今後一般消費者向けワインツーリズムの拡充を目指していることから、今回、情報の発信及びファンの獲得、コンテンツの拡充等の目的達成のための事業の提案を行う。提案内容については、実施内容及び効果等を明確にした上で企画書の提出を行う。

例：一般向けワインツーリズムの実施に向けた市内関係事業者の意識調査

上記ターゲット層に対する北杜市産のワインツーリズムの需要調査

旅行代理店等が取り扱う一般消費者向けワインツーリズム行程提案 等

## 5 成果品

### (1) 内容

下記の内容を含む、成果報告書を提出する。

- ・本業務において実施したツーリズム事業の詳細及び報告書
- ・参加者へのアンケート等の調査結果
- ・記事化した媒体の一覧及び閲覧数を含む、効果の測定
- ・上記4業務内容（2）において資料等の作成があった場合は、その成果品

### (2) 成果品の不備について

受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、市の指示に基づき、受

託者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。

なお、修正した場合は、前号に記載する全成果品の差替えを行うこととする。

## 6 業務管理

受託者は、本業務が効率的かつ適正に実施されるよう、業務の実施前に作業計画書及び行程表を市に提出し、全行程における運営管理（作業毎の進捗状況や市への状況報告等）を徹底すること。

また、本業務に従事するスタッフの作業分担と作業量を適切に把握、管理し、計画に遅れや課題などが発生した場合は、速やかに原因の調査を行い、体制の見直しを含む対応策を提示し、市の承認を得た上で適切に対応すること。

## 7 留意事項

(1) 本業務の実施に当たっては、実施内容の詳細について事前に委託者と協議すること。

(2) 受託者は本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。

(3) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じた場合は、市の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任により当該問題を解決すること。

また、受託者は、当該問題により市に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(4) 市は、本業務で納品された成果品を、期間の制限なく無償でインターネットや放送番組等のあらゆる媒体で公表、公開、配布又は放送等することができることとする。

(5) 受託者は、本業務に関連する事故等が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを市に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書で行うこと。

(6) 電子媒体によるデータ納品がある場合は、ウイルス対策ソフト等により検査した上で納品すること。

納品データがウイルスに感染していることで、市又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応するものとする。

(7) 本仕様書について、質疑が生じたときや定めのない事項は、市と受託者で協議の上、決定する。

## 8 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 再委託の禁止

ア 受託者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。

イ 前号の「主たる部分」とは、当該業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理に係る業務とする。

ウ 受託者は、前2号の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、市の承諾を得なければならない。

### (2) 守秘義務

ア 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。

イ 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

ただし、市の承諾を得た場合はこの限りではない。

### （3）個人情報の保護

受託者は、本業務の実施に当たって知り得た個人情報については、北杜市個人情報保護条例（平成17年北杜市条例第2号）の規定に基づき、情報の漏えい、滅失、損傷の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。